

ロベ  
ス  
レ  
イ  
モ  
ン  
ド

# 「地中海世界に於ける中世貿易」について

——契約形態を中心として——

Robert S. Lopez & Irving W. Raymond: Medieval  
Trade in the Mediterranean World, 1955.

来 住 哲 二

中世紀に於ける地中海貿易の全様相を取扱っている文書の最初の蒐集(93)が近代語にて翻訳発行されたということは誠に喜ばしいことである。ここに掲げられている二〇八の文書は中世のラテン、ギリシヤ、イタリヤ、プロヴァンス、カタロニヤ及び古代フランスに於ける無数の記録から採択されたものであり、その大部分は公正証書、判決証書、約束手形及び会計の雛形の如き実際の記録から構成されている。従って本書では通商条約、王侯及び都市の法令、ギルドの規則等々の如き公文書は除外されており、又経済理論や法律理論は含まれておらず、日常の常例的事業の行われていた商業世界を示さんとしているのである。何故ならば、支配者や純理論家が在るべきことを欲し

「地中海世界に於ける中世貿易」について(来住)

ていた商業世界を示すことは日常の常例的事業が行われていた商業世界を示すことに較べて真実により遠いし、又公文書や経済理論は英国の多くの労作に於て検討され、詳述されたからであろう。当時の記録は無数に存在しているけれども、本書に翻訳し得る商業文書は極端に稀少であった(94)と言っている。以上の点に鑑みて、二百余の文書や抜萃に於て中世の商業世界の完全な描寫は不可能な事である(95)が、商業史に関連した主要な問題のみならず、知識を抽出し得る各種の典拠の包括的な考えを與えようとしているように思われる。

本書は中世の初期と後期との間即ち商業革命(96)の端緒以前と以後に大別して考察するのを最も便宜と考える。十世紀迄の中世

「地中海世界に於ける中世貿易」について（米住）

八四

貿易の典拠は貧困そのものであり、実際に、事実八世紀乃至九世紀の商業文書は存在しない(p.18)と記載している如く、又ここに包含せられている文書を見て、商業革命以前の貿易については卒直に言って、わずかにロンバード私署証書による契約の一例が見られるだけで、これというものは見当らないと言っても過言ではなからう。本書も初期の時代に関するあらゆる文書を第一篇第一章に集録している。それらは貿易が中世初期に於て殆んど杜絶していたということを信ずるためではなく、資料の多くがあまりに短く又間接的であって、この種の原典に包含することは至当でないという偶発的關係から成り立っているという理由によって少ししか採択されていない(pp. 6—7)からである。そこで本稿は中世の地中海貿易に於て最も重要と思われる契約形態を中心として、その全様相を紹介してみよう。(2)

註(1)商業革命は場所によってまちまちで、若干の場所では十世紀或は多分もっと早く、併し他の場所では十二・三世紀頃まで認められないようである。本書では十世紀を境としていようである。

(2)本書よりの引用または参照が多いので、引用または参照の箇所に直接頁数を付す。

## 一、商業革命の端緒前に於ける商業様相

地中海の中世初期即ち商業革命の端緒以前を想起する時、先づ脳裡を掠めるものは東ローマ帝国のことであろう。首都コンスタンティノープルに於ては主要な私設ギルドを管理している規則があり、有名な東ローマ帝国の絹産業に関するギルドの管理並びに帝国役人によって遂行された輸出入上の統制が行われていたこと、又生絲業者が或る意味に於てカルテルとして振舞っていたことが当時の書物からの引用によって窺い得られる。(pp. 20—23)

次に回教国に於ては商業文書が殆んど保存されていないため、貿易については東ローマ帝国よりも不明であるが、Abu al-Fadi Jafar ibn 'Ali al-Dimishqi による「商業の美しき」(The Beauties of Commerce)を十世紀以前(5)のものとするならば注目し得る点がある。これによると、当時を於ては行商人、仕入商人及び輸出商人の三種の商人があり、彼等の取引は引渡に対して一定時間内での現金売買、分割払での信用買及びMungarada (6)の三方法で行われていた。併し徴税請負人(Mut-adamin) (7)は所有者の雇い人に過ぎないので商人とは看做されていなかった。行商人は古代より商業の発達に貢献したことは

否めず、又中世初期に於ても行商人の活躍は大であったが、彼等には商品の選別、売買行為及び種々の障害即ち陸上交通に於ての道路の貧弱な状態及び安全性の欠如による危険、風雨による海上危険並びに目的地での不慮の出来事等苦難な事が多かった。且つ彼等は往復地のブライス・リストを携帯すべきであり、それには種々な市場交通税 (Toll) や利益を加算すべきであった。次いで仕入商人の操作としては季節商品を購入することであり、輸入が続くならば供給を大にし、需要を小にすることであった。そして彼等には原産地や本国に於ける商品の相対的な状態即ち商品の有無、価格の高低、取引の活潑及び停滞並びに輸入ルート of 安全等についての早期の情報が必要であつて、彼

等が商品を購入しようとした時は購入商品の全部を一時に買入れず、一定の間隔をおいて分割で購入していた。更に輸出商人は輸出地に於て商品を処理する人を雇い、その者に商品の販売並びに他の商品との交換を委託し、特に販売は彼の自由裁量に委かせ、売買利益の分配に與からしめた。又商品の運送も受託者の保護の下に信頼し得る運送人によつてなされたのである。かくして輸出商人は受託者に商品を提供することによつて、その利益を享受していたことが窺われる。而して回教世界の中心部への商品の流通を眺めるならば、シリヤは最早や当時

「地中海世界に於ける中世貿易」について (来住)

では回教世界の中心部ではなく、カリフ国<sup>(9)</sup>の首都はダマスカスからバグダッドに移っていた。その自然の海上出口はペルシヤ湾であつたが、猶地中海はイラクの隙商の近づき易い場所であつたから、エジプト及び他の地中海諸国に於てイラク商人は活躍した。然しながら地中海の貿易は東アジアの貿易に較べて重要さは少く、大部分の商品は東回教国、印度及び支那から輸入されていたのである。

中世初期の貧弱な貿易に於て大きな役割を演じたのはユダヤ人<sup>(9)</sup>である。彼等は西欧の最も遅れた地方に於て国際商業の独占を把握していたのに較ぶれば東ローマ帝国や回教領域に於ては顕著ではないが、そこに於てすら、彼等の往來の及ぶところでは誰にも劣つておらなかつた。彼等は東から西へ、西から東へと海路や陸路によつて旅をした。即ち地中海を通過して西海のスベインやモロッコへ、東海からジッダ、シンド、ヒンズー、支那へ、又西海のフランク王国からアンティアク、バグダッド、オウマーン、シンド、ヒンズー、支那へと旅をした。これらの旅は又陸路によつてもなされた。スペイン或はフランスからモロッコ、タンジール、アフリカ<sup>(10)</sup>、エジプトの首府へ、そこからパレスチナへ針路を変え、ダマスカス、バグダッド、バスター、ヒンズー、支那へ、又裏海からアフガニスタンへ、そして支那

「地中海世界に於ける中世貿易」について（来住）

へと旅をした。このように支那との貿易が盛であったことがわかるであろう。併し当時に於ける道路の貧弱な状態や安全性の欠如は主として海上乃至河川運送に依存せざるを得なかった。取扱商品は西方から奴隸<sup>(11)</sup>、宦官、絹の薄い織物(Brocade)<sup>(12)</sup>、海狸の皮、多種の毛皮や劍が齎らされ、支那から麝香、伽羅木、樟腦や肉桂等々が齎らされた。

他方、地中海貿易に於て重要な役割を演じたものはイタリヤの諸海港都市で、それらは回教国、東ローマ帝国と欧州諸国との仲介として八・九世紀<sup>(13)</sup>にユダヤ人と競い始めた。而してそれらの都市は東ローマ帝国と政治的、商業的結びつきを保持した。何故ならば東ローマ帝国もノルマン人やサラセン人との対抗上、これらの都市の海軍勢力の援助を必要としたからである。かくしてこれらの都市は自由を有し、且つ帝国の諸港との貿易に特権を得ていたのである。同時に回教世界とも善き商業関係を保持した。カリフ國、東ローマ帝国及び西ローマ帝国の三権力との間の均衡を保持することは相当な困難事ではあったけれども、平和時は勿論のこと、戦争時に於ても貿易は続けられていた。

商業活動や生粋の商人階級はイタリヤの海岸の周辺のみならず、奥地の一定の地方にも存在していた。フランスでは貿易は

八六

地中海都市よりもリヨンやヴェルダンの如き内部都市に集中していた。或る学者はフランスの大部分の商人は仏系ローマ人やフランク人ではなく寧ろユダヤ人であると言っている。併しロバード王国では商人の富は財政目的のためにアイスツルフ(Aistulf)王が三階級に分けたことから示され、上級は軍隊に献納させられた。アイスツルフ王の布告は東ローマ帝国市民との貿易を制限する方法を企て、埠頭に於ける税関の回復及び陸海による商業の統制に備えた。その貿易機構は或る範圍に於てコンスタンティノーブルに於ける東ローマ帝国の貿易機構と類似していたように思われる。

ヴェニス<sup>(14)</sup>の私の特許状(Private charter)に於て見られるところの航海から安全に返済される或は返済されないかもしれないLaboratorii solidi<sup>(15)</sup>の言及は商法の歴史にとって非常に重要である。その表現は明らかに商業契約に關係してはいるが、あまりに漠然とすぎて特定の契約が何を意味しているかを決定することは出来ない(16)と述べている如く、確かにその意味は解し得ないが、商業契約が述べられていることには間違いない。扱て、契約を明確に表わしているのはロンバードの私署証書<sup>(15)</sup>で、それによれば当時の契約や貿易を或る程度知り得る。イタリヤに於ては貨幣経済は他のどこよりもすぐれていたけれ

ども、取引は貨幣よりも実物に於てなされてきた。このことは中世初期の西欧に於ける一般的現象であった。それは貨幣を必ずしも無用のものとしたのではなく、貨幣以外の支払手段に対する当事者の選択に過ぎないと考えるのが至当であろう。マネーヤー (Moneyer) が一区劃の土地を二ハソリディ (Solidi) で買い、一五ソリディを現金で、残り一三ソリディを馬で支払っている例が見られる。(pp.42-43) 又中世初期の経済では教会並びに僧院商人の役割は非常に重要であつて、彼等の活動が商業的であつたか、僧侶や貧民の消費品の供給確保のためであつたかは学者の一致せざるころであるが、かゝる取引が行われていたことは見逃し得ない点である。

次いで売買契約の一例を見ると、売主が奴隷の代金として奴隷の買主より一二ソリディの代金を受取つたので、その日より買主のためにあらゆる人から奴隷の保護をすることを約束し、もし奴隷が危害を加えられ、又あらゆる人から保護出来ない場合には買主に倍の代金を返却するということを約束している。(p.44) 多分この特例に於ては売主も買主も商人ではなかつたであろうが、両当事者が商人であつたとしても殆んど異つていないであろう。そして又奴隷少年が前述の馬の価値よりも安く売られていたことがわかるであろう。併しこのことはその時代

「地中海世界に於ける中世貿易」について (米住)

に於ては異常な価値尺度ではなかつた。

最後にアルプス及びサアラアノオの貸借契約 (Mutuum or loan contract) を検討しよう。Mutuum は本質的には商業契約であるが、これらの例は農業を基礎としている。前者に於ては借主は担保としてわずかな牧草地を貸主に提供し、教会法による貸借利子取得の禁止にも拘らず、貸借利子として土地の収穫物を提供しなければならなかつたのである。(p.46) 又後者に於ては借主は土地を担保として提供しなかつたが、彼自身の労働を提供し、貸主とその労働の収穫物を分配することに同意してゐるのである。(pp.47-48)

註(3)こゝでは起源 (Origin) と漠然と書かれているがこれは主として端緒前を指すものと解される。

(4)こゝでは東ローマ帝国の第二期即ち東ローマ中期(六一

〇—一〇二五年)を指す。

(5)この書物の研究並びに部分的翻訳者 Hans Rier は十一世紀或は十二世紀初頭とみている。

(6)利益の分配を受ける目的で貿易に投資するために資本を商人に委託する契約である。委託者は資本に於て全責任を持つが、事業執行者は労働のみ賄する。(p.44註)そして彼が同意した場所より外に行かない限りは投資の偶発

「地中海世界に於ける中世貿易」について（来住）

八八

的損失に対して投資者（委託者）を保証する義務はないのである。（p.25）

(7) Mutadamin は徴税請負人や賃借人や契約人を意味して差支えない。前後の関係より徴税請負人が適訳と思われるが、他の言葉を用いてもよい。（p.24）

(8) ここでは東カリフ国を指す。即ち西暦七五〇年に首都はダマスクスからバグダッドに移された。そして七五五年にカリフ国は東西に分れ、東カリフ国はバグダッドを首都として、アジア及びアフリカを支配し、西カリフ国は都をコルドヴァに定めてイスパニヤを支配したのである。

(9) 五十嵐喬氏はその著「欧州商業史要説（中世）」の一三頁に於て「ユダヤ人はカロール朝（カロリング朝）時代に規則的商業に従事せる唯一のものであった。」と言っている。

(10) 概略的にはチュニシヤを指す。

(11) ローマ法に於けると同様にロンバードに於ては奴隸は人として看做されず、物として看做されていた。斯様に、奴隸は中世初期に於て最も重要な商品として取扱われていた故に、商品なる言葉の中に包含した。

(12) 絹が西欧から輸出されたとは考えられないが、多分スベ

インや東ローマ帝国の特殊な絹の薄い織物が輸出されていたと考えられる。（p.31註）

(13) 五十嵐喬氏は「前掲書」一三七頁に於て七一五年近東財貨の輸出者としてのヴェニスの特興が記録されていると言っている。

(14) Laborare はもつと後のヴェニスの証書では貿易に於ける投資を管理するためのテクニク用語である。Solidi は当時の貨幣単位である。

(15) ロンバードの私署証書は主として農業生活や経済に関するが、間接的には土地の売買の商人や行商人を示すことによって貿易を表わしている。少数が直接に商業、信用及び航海に関係している。

(16) 増田、宮下、高村、小松、五島 共著「西洋経済史」上巻 一三九頁。又五十嵐喬著「前掲書」一九八頁を参照され度し。

一、商業革命の端緒後の市場、商人、商品並びに交換手段

十世紀は地中海民の殆んど継続的な経済発展の長期間の始めをしるしている。この大波は十四世紀半迄その歩調を緩めてはいない。その時でさえ、それは来るべき産業革命の地固めに過

ぎなかつた。勿論、商業革命によってイタリアを頂点としての欧州は急速に進歩し、古代以来、貿易を支配していた東地中海からその指導権を奪つた。それはさておき、本篇では地中海民の経済発展の或る様相即ち市場の発展、新商人の出現、交換手段の発展を示すことを目的としている。

多くの経済史家は地方の商業的目覚めの最初の重要なあらわれとして市場権の許可と看做したし、又猶看做している。他の経済史家（本書の執筆者も含む）はより重要な意義を都市の発展に帰している。市場許可の特許状は九世紀に於て特に数多く見られるが、そのことは貿易がそれを採上げたのではなく、各市場が専ら周囲の地方の必要を充たしたからである。勿論、都市はその存在によって貿易や製造を刺激する。多くのローマの都市は消費中心の段階を越えては発展しなかつたが、中世都市は商業発展に於て大きな役割を演じた。何故ならば人口の常に生成する割合は商人を作つたと同様に職人即ち生産者をも作つたからである。中世初期に於ては大きな商業都市は東ローマ帝国及び回教国に存在し、わずかにイタリアの最も進歩した町だけが大きさに於て又経済上の重要性に於てそれらに対抗していた。併し十世紀以後、イタリアの商業都市としてのヴェニス、ゼノア、フロレンス及びミランは他の欧州の商業中心地を遙に

「地中海世界に於ける中世貿易」について（来住）

凌駕していた。ヴェニス及びゼノアは十字軍の影響を多大に受けたとはいへ、中世初期より榮えていた都市である。商業革命の落し子ミランの家屋や人口の素晴らしき、領土の肥沃さ及び商品の豊富さ（pp. 61—68）並びに商業革命の傑作フロレンスのコンミュン<sup>(17)</sup>の偉大さ及び壮大さ（pp. 71—74）はそれらの都市の発展を表わすものである。而して両都市に於て忘れられないものは年市或は大市と週市のことであろう。（後述）

中世都市に於ける取引は住宅の窓、商人の家、職人の工場の前、海や河の岸壁及びその他の場所でなされていたが、中心地は公設市場<sup>(18)</sup>である。これは常に二輪荷馬車、移動出来る屋台店、ベンチ或は半永久的な台によって占められた正方形のものであつて、店や倉庫のあるビルで囲まれていた。それは漸次専門の市場や地方市場に分化され、店の中心は一町一町と拡がって行つた。併し公設市場は猶西欧の最も進歩した都市商業の中心であつた。恒久市場（Permanent market）或は商店中心街は大都市の日常必需品を調達し且つ正常な輸出経路を供給したが、一時的市場は小さな中心地や田舎の地方によく適していた。前者は所謂大市（Fair, Messe, Foire）と言われる隔地商品の市場で、聖者の大祭等を中心に開催される稍國際的な性格のものであつた。後者は所謂週市（Market, Wochenmarkt, Marche）

「地中海世界に於ける中世貿易」について（来住）

と言われるもので、それは都市に対し特に日常生活上の食糧品を提供する市場で、限られた小範圍のローカルな商取引の範圍を出なかつた。店舗商業は皆無であつたわけではないが、重点は莊園領主の権限に基いて開設される市場取引に置かれていた<sup>(2)</sup>のである。次に商業革命の影響のない又充分に商業化されていない地方の取引の多くは行商人によって行われており、一時的な市場はそれらの地方の重要性を保持した。それ故に、市場開設権は重要な事柄であつた。而して國際的大市に於ては隔地商人は地方当局から特殊な保護を受けたが、同時に地方当局も外國貿易業者及び外國貿易を引きつけ、税金を課しそして統制することが出来た。此処では外國商品及び遠隔地の商品が取引され、而もそこは小売商業の地たるのみならず、商人間の取引場所であり、卸売商業の地でもあつた。地中海地方では商業革命の初期ですら隔地貿易は非常に發展していたので重要な國際的大市はほんの少ししか開かれていない。併し欧州奥地では國際的大市は重要な役割を演じ、商品市場の活動が終つた後も、為替や金融操作のための市場として残存した。シャンパーニュが欧州中世に於ける商業上最も重要な大市である。そしてそれらの開催日は大市の将来の後援者大概は地中海商人の商議によつて決められた。

九〇

次に戦争は新しい型の商人を非常に小さな商業地に生んだ。彼等はユダヤ人の如き古い商人やカソリック教会の如き古い組織に挑戦した。隔地で行われた戦争の好結果は彼等に未知の富裕者と交際せしめ、海陸による旅を見習わせ、重要な商業中心地に於ける特権を勝ち取らせ、そして商売を始めるのに必要な資本を與えた。確かに、パレスチナの有名港カイザリアに於て分配された戦利品の分前を得たゼノアの役人や水兵が如何程商人や移住者としてパレスチナに住んだかはわからないが、二・三十年後、東洋貿易に直接又間接に関係したことがゼノアの初期の公証人記録に見られる。(p. 81-82) 行商人は相変わらず小中心地や小さな村に迄も大都市の新案物を齎らすことによつて商業革命期の貿易の發展に貢献した。ピレンヌが商人及び商業資本の起源を中世初期の行商人とし、ゾンバルトは資本は地代の集積によつて形成されたものとした。従つて貴族或は地主が資本階級の最初の中心となるであろうとした。この論題もピレンヌの論題と同じく簡易すぎるように思われる。併しこれらの議論は別として、多くの貴族が貿易に資本を投じ、新しい都市貴族階級を形成するために資産階級と融合したことは殆んど疑もない。このことは特に主要なイタリヤ都市に於ては普通のことであつた。ゼノアの貴族の死後の財産明細書に於て彼の資本

のすべてがコンメンダ契約（後述）に又他の商業投機に投資されていた例が記載されている。（pp. 93—94）これに関連し、中世の教会は土地の利用に於て取ったと同じような利子を貿易に於て取ったとは思われない。その理由の一つは貿易や金貸しは罪悪或はいかゞわしい活動と看做されていたからである。併し或る教会組織は金貸し—聖堂騎士団に於て広範な活動を示した。騎士団は北仏及び英国で有力であったが、地中海貿易の発展に於ては影響は少なかった。多分中世金融に於て教会組織が聊か重要であったという顕著なあらわれはローマ法王が金融操作のために騎士団を用いず、イタリアの凡俗の商人や銀行家に依存することを選んだということである。以上の点より、封建的土地所有と商業とに或る程度関連があることがわかるであろう。当時では領主自らが商人又は商業の組織者となつたし、修道院そして国王すらも商取引をしたと言われている。<sup>22</sup>最後に国際貿易に於て卓越した地位を持っていたユダヤ人は第一十字軍を境としてその地位を失い、漸次重要性の少い金貸しへと転落していったが、この分野に於てすらロンバード人やキリスト教徒の質屋や高利貸との競争に直面した。そして商人達がユダヤ人のサーヴィスを不必要と感じた時、団結して商業の多くの場所から彼等を駆逐した。そこでユダヤ人は永久的権利よりも寧ろ例外や特権によって残存した。

「地中海世界に於ける中世貿易」について（来住）

更に香料即ち東洋及びアフリカ産の調味、香水、染料及び医薬は中世初期の地中海貿易に於て最も重要なものであった。そして中世後期の商業生活に於ても非常にすぐれた地位を占めた。又商業革命時に於ける上・中流階級の高度な生活や優雅な趣味は芸術品をも普通の取引の対象となし、立派な家具や装飾の綴織に加えて絵画が市場に提供された。更に中世初期の最も重要な貿易商品の一つであった奴隸取引は相変わらず中世を通じて又中世の後に於ても活潑な取引の対象となっていたが、その数は十世紀以後減少の傾向を辿った。そして十三世紀までに奴隸は西欧では贅沢品となった。且つ又食糧品の貿易も行われ、ヴェニスと穀物、塩、油等々を輸出し、ゼノアはロシアの穀物をイタリアへ、そしてモロッコの穀物を英国へ齎らした。農産物は海陸の狭い範囲に於て一層大量に交換された。他方商業革命は原料貿易乃至その探索を刺激した。又製造品の貿易に於ては服地の貿易が量及び価格に於てまさっていたが、粗末な品物であったため取扱者を利することは出来なかつた。親方が、服地に印を押せば、今日の商標がわずかなプレミアムを齎らすと同様に少し高く売れた。そこで明確な登録商標は価値ある財産であつて、親方が実務を退いた時には売却することが出来た。熟練し

「地中海世界に於ける中世貿易」について（来住）

た親方が直接仕事をなすことよって生産物の価値を高めた産業では商標は国際的に有名になることが出来た。(pp.124—125) 而して中世の法律は商品を独占せんとする貿易業者を非難したが、独占やカルテルは商業革命間に於ては稀なことではなかった。価格や供給を統制する協約並びに一資本による独占は一般に反対されたが、ギルド以外のカルテルの創設は常に非合法とは看做されず、外国人の競争に対する国内人の保護であった場合には助成さえなされた。

最後に貨幣経済は商業革命の初期に於て中世初期の実物経済に打って代った。物納は今や商取引では例外であった。東ローマ帝国並びに回教国と同様に西欧に於ける商取引の操作は現金払か或は信用貨幣払にて決済された。併し貸借契約に於ては貸借が商人によって商人以外の人にもまで拡げられた時に、物納は続けられていた。ここに商業革命の端緒に於て現金貸借と物品貸借（担保なし）の同時的存在の例(pp.143—144)が見られるが、そこでは利子率は前者の方が後者よりも高く、又暗黙の中に消費貸借と商業貸借との区別がなされ、前者は二対三、後者は三対五の割合で貸借がなされている。又馬の擬制販売を結合した物品貸借即ち馬を担保として塩を購入した例(pp.144—145)が見られる。而して商業革命初期の貿易は非常に進展したの

九二

で貨幣鑄造はその需要を賄い得ず、胡椒及び香料が補助貨幣として登場した。併しこれらは金や銀の一次的代用物に過ぎなかった。更に貿易の拡大は貨幣や信用市場に於ける複雑性即ち硬貨、計算貨幣及び信用貨幣を招来した。当時 *scritta in banco* (註) による支払が行われ、商人は両替商によって営まれている *banche di scitta* に預金し、預金を口頭、支払指圖書及び為替状で振出す。商業取引先が同じ両替商に預金を持っている限り、多くの支払は一から他へ移転すればよいのである。かゝる点より複式簿記の進歩した技術の一面が窺い得られる。他方両替商は小額保有主義にて操作した。現金支払に対する多くの需要は彼等を困らせたようであった。一勘定から他勘定への移転の場合には無料であったが、現金支払の場合には手数料がとられた。而して貨幣の種々なる制度は中世の勘定並びに交換に於ける唯一の困難ではなく、重量や尺度にも種々なる単位があったのである。

註(17)コンミュンとは都市権力を握り、すべての攻撃に対して団体の自由及び個人の自由を擁護せんと企てた市民連が誓約によって結成する仕方及びその方法で結成した団体を言う。増田、宮下、高村、小松、五島、共著「前掲書」一二四頁

(18)公設市場の概念については本書五五—五六頁を参照され

度し。

- (19)(20)詳細は五十嵐喬著「前掲書」一一一—一三四頁を参照され度し。又本書では地中海々域に於ける週市と大市の相違は多くの近代歴史家が想像したように輪郭の明白なものではなかった(p.76)と言っている。

(21)増田、宮下、高村、小松、五島 共著「前掲書」八五頁

(22)同上 一一五頁

(23)こゝでは東ローマ帝国の第三期即ち東ローマ末期(一〇二五年—一四五三年)を指す。

(24)著者は近似の程度に於て、これを「Transfers」と翻訳している。

### 三、商業契約と商業投資

中世貿易に於て最も重要なものは契約である。売買契約が筆頭として挙げられるべきであるが、本書ではこれらの規定は本質的には近代の売買契約の規定と異っておらないという理由の下にその例示の必要を認めていない。それ故に中世貿易に於て最も普及した貸借契約(loan contract)を先ず述べよう。その発生は古く、利子結実の貸借はバビロニヤ、ギリシヤ及びローマの記録に於て見出されるが、中世に於ては教会は慈善貸借

「地中海世界に於ける中世貿易」について(来住)

と商業貸借との区別をせず、あらゆる利子所得は不正な利子或は高利と看做す傾向があった。東ローマ帝国では貸借利子は相変らず合法的なものと看做されていた。西カソリックに於ては教会は妥協していたようだが、利子自体の合法性は認められなかった。併し中世に於ても利子がなかったのではなく、公然と利子を述べている契約がゼノアに於て見られる。(pp.158—159)この種の契約は屢々訴訟に於て見られるものであって、中世初期の貸借契約と比較し得る。この場合、貸主は教会が介入したこと或は良心の苛責を感じたという理由で余儀なく利子の返却をしたかも知れない。一方、利子を秘密にした貸借契約の諸例がある。(pp.160—161)契約には利子は述べられていないかも知れないが、貸したと言われる金額には疑いもなく元金と利子を含んでいた。更に利子は前の違約金として変えられるかも知れない。契約は特に利子を支払うべきでない」と記載されているかも知れないが、利子が支払われていたことは確かである。何故ならば一商人から他の商人になした貸借は慣例として利子を生じたからである。

為替操作の主要なそして本来の機能は一通貨を他の通貨に交換することであった。種々なる貨幣が異なる国に於て又同じ都市に於てすら流通したので、職業的両替商や普通の商人達は尽

「地中海世界に於ける中世貿易」について（来住）

九四

力に對する手数料を取って一通貨を他の通貨と等しい額に交換する業務に従事した。交換が一場所に於て或は甲から乙へとなされる限り、取引は一時に終り、為替契約の必要はなかつた。併し専門の両替商が交換のために需要に匹敵する大量の貨幣の保有を必要としたという事実が預金を受け、貸付を與える職業的金貸しへと彼等を変えさせていった。かくて両替商は銀行家となつた。為替契約の作成は種々の貨幣での支払が他の場所に於て起つた時に必要であり、従つて為替操作の性格は変えられなければならなかつた。両替商は振出した為替契約を引受け、又為替契約を彼宛に振出す取引先を獲得しなければならなかつた。為替契約は顧客にとつては貨幣の實際運送の危険及び費用を軽減し、両替商にとつては為替相場の変動及び投機の機会を與え、又振出しから被振出し迄の若干の時を稼がした。かくて隔地の為替取引は常に信用の働きを含んでいた。一為替契約はかくして持參人へ支払われるのではなく、指名人や彼の代理人にのみ支払われたけれども、硬貨に代つてそして或る程度まで一種の紙幣として役立ったところの信用証券となつたのである。中世の信用証券としての為替契約の普及は教会法によつて無利子でなさなければならなかつた貸借契約の代用にあると考えられる。利子を含んだ為替契約は為替相場の計算の中に利子を隠

した。為替契約の当事者達が一定の利益を得ることを欲する場合、それが為替(Cambium, Exchange)と再為替(Recambium, Reexchange)の場合には彼等は前以て再為替率を定めることによつて利益を得、かくして為替相場の未予想變動に基く危険を除去したのである。かゝる契約が保証担保付為替(Ricorsa, Dry exchange)として知られた。これには借主は他の場所に於て又外貨に於て必ず再支払をしなければならぬというのではないが、為替の予定相場を基礎として計算された地方通貨の等しい額で借金を決済する選択払が許されているという規定が含まれていた。かくてこの契約は変名された利子をもつ直接貸借(Straight loan)となつた。ここに掲げられた例(a. 164)は初期の為替契約であるが、それは眞の為替契約であるか或は単に仮装の利子結実の貸借であるかさえ不明である。何故ならばここでは為替相場が述べられていないため、貸主が他の通貨にて支払う約束に對して如何程受取つたかはわからないからである。支払うべき貨幣は外貨であるが、併し契約がなされた場所で支払うことになっている。然れども本書では一つの場所で交換する時は為替契約の必要はなく、異種貨幣の支払が他の場所になされる時に必要であるとしており、(b. 162) 又支払約束地と支払履行地の相違及び受領貨幣と支払貨幣の相違が中世手形

の特徴であり、同地払手形は教会法が高利貸的業務なりとしてこれを禁止していたこと<sup>(27)</sup>を考えると、仮装の利子結実の貸借契約と見るのが妥当ではないだろうか。最後に、典型的な保証担保付為替契約の例(p.168)を見るに、一当事者が銀行家から次の大市に於て \$4 (360 deniers) Provisine を支払う約束で若干の deniers Genoeese を受取った。もし支払わなければ 12 deniers Provisine に対して 16 deniers Genoeese を銀行家が充分に受取る迄、同じ大市からの収入で支払うことを約し、さもなければ二倍の罰金に加えてその期間を通じて起るかもしれない全費用を返還することを約し、そのために物品を担保として提供したのである。これを吟味すれば利子を含んだ貸借契約と考えてよいと思う。

次いで中世否ギリンヤ、ローマの古代より行われていた海上貸借 (Sea loan)<sup>(28)</sup> を説明しよう。海上貸借の特性は借主が借りた貨幣やそれを買った物品を積載している船舶がその航海を安全に終了するという条件でのみ貸借の返済を誓約するということである。海上貸借は往復路の一方或は両方に拡張されるかも知れない (p.168) と言っているが、これよりも一・二の学者の定義を引用する方が解り易く思われる。勝呂博士は「海上貸借は船舶<sup>(又は船荷)</sup>を担保とする一種の条件貸借であった。即ち、

「地中海世界に於ける中世貿易」について (来住)

金融業者から貿易資金として一定の金銭を前借した船主<sup>(兼船長)</sup>の債務辨済並びに利息の支払はその航海が無事終了することを条件としていた。<sup>(30)</sup> 又近藤教授は「海上貸借というのは船主或はその代理人が、船舶または積荷を抵当として、資本家から特定の航海中または一定の期間、資金を借入れておく。そしてもし無事に航海を終って所期の貿易を完成することが出来れば、借入金に約定の利子をつけて返済する。併し不幸にして船舶が、航海中または一定期間中に、海難または盗難に会い、航海を続けることが出来なくなつた場合には、損害の程度に応じて利子は勿論債務の全部または一部の返済をしなくてもすむという制度である。」<sup>(31)</sup> と言っておられる。このように、海上危険により船舶が全損となり、その航海が挫折した時には債務の一切を免れ得るので、その利子は海上危険を含めて大変高率のものであった。一般には元金の二割乃至二割五分、高い時には三割六分にも上つたと言われている。教会も、始めは、これらの利子を貸借の利子としてではなく、危険に対する報酬として取ることは合法であると認めた。併し金銭貸借に利子を生ずることは罪悪だという思想が強くなり、一二三〇年ローマ法王グレゴリオ九世の名に於て利子禁止令が公布、施行されたため、従来の海上貸借を売買に仮装してこの禁止令を合法的に回避する方法が考

「地中海世界に於ける中世貿易」について（米住）

九六

案された。所謂学者の「保険貸借」と言われるものである。本書に於て真の保険契約は海上貸借とは別個に後の時代に発達した (p.168) と言っているのは、この保険貸借を指すものであると考えられる。更に海上貸借が外航に対してのみなされる時に、他の國への資本移動を含んでいるという理由をもって、海上貸借は時々海上為替契約 (Sea exchange contract) として表わされた。そして返却されるべき貨幣は貸した通貨とは異なる通貨にて表示された。かゝる契約は普通の為替契約と同じ利益があった。即ち利子を述べずして為替相場を述べるということに於て、教会の利子禁止の裏をかいたのである。又海上為替は保証担保付為替に於けると同じ選択約款を採用することによって利子率に於ける安定を確保することが出来たのである。(pp.172—173)

前述の為替契約も海上貸借と同じく貸借契約と見るべきである。両者の貸借形態の相違はその危険の負担が債権者にあるか債務者にあるかに求め得られる。即ち海上貸借では債権者は冒險事業が成功せば利子を受領し、失敗せば利子は勿論資本までも失うという危険があった。これに反し、為替契約では債務者が危険を負担した即ち負債償還を保証せる支払契約であった。それは漸次信用取引の一般手形に変化していった。

売買、貸借及び為替契約は中世貿易の主要な要素であったが、貿易の拡大は主としてコンメンダ (Commenda) 及びコンパニア (Compagnia) 契約によって可能となった。これらは資本をプールし、そして投資家や事業執行者を集める基本的な法律手段であった。コンメンダ契約は匿名組合 (Sleeping partnership) や商業冒險 (Business venture) なる訳語が用いられたが、<sup>22)</sup> 実際は翻訳し得ない。預託 (Deposit) / コミッシェン (Commision) 契約及び他の契約が時々コンメンダと呼ばれた。又コンメンダ契約はアッコメンダチオ (Accomendatio) / コレガティア (Collegantia) / ソキエタス・(マリス) (Societas [maris]) 及び多くの他の異なる名前で種々の場所に於て知られたが、コンメンダはそれらに対する最も広範な言葉であり、そしてそれは近代法律学者の間で一般的承認を勝ち得た。(p.174) コンメンダの先例はバビロニア、回教國又間接的にはギリシヤ、ローマの文書に於て見られるが、十世紀以降に西地中海に出現したコンメンダはそれ自身の特質を有していたように思われる。それは時々パートナーシップと呼ばれたけれども、それよりもっと普通の貸借に近かったように思われる。利潤や危険はパートナーシップの当事者によって分配乃至分担されるが、併し他の点では当事者間の関係は貸主と借主の関係に似てい

る。貸主は第三者との取引に於ては借主と連帯で責任を持たない。實際第三者は貸主の存在を知る必要はない。海上貸借と同様に、コンメンダ契約は海上航行期間に對してのみ草案され、借主が資本に加えて利潤を或は資本から損失をマイナスして返却する時に終るのである。(pp.174—175)

中世のコンメンダは二種の形態に分つことが出来る。第一の形態は片務的コレガンティア或は本来のコンメンダで、一方的な投資による取引関與である。これに於ては、一当事者が他の当事者に資本を委託する。受託者は海外商業冒險事業にそれを使用し、先に定められた利潤の分配と共にそれを返却するのである。常に国内におる委託者はそれから得られた利潤の四分の三を、受託者は四分の一を受取る。但し損失の場合には委託者は彼の委託(資本)の返還を受託者に請求出来ない、換言すればその放棄を余儀なくせしめられた。つまり出資を限度とする有限責任を負うたのである。これに對し受託者は無限責任を負わなければならなかつた。<sup>(33)</sup>このコンメンダ關係は取引の内容が間歇的であつたことに相應して、個々の航海について成立するという当座的性格をもつていたが、それにもまして重要なことは両当事者の中で貸主(委託者)が指導的地位を占めていたといふことである。<sup>(34)</sup>第二の形態は双務的コレガンティア或はコン

「地中海世界に於ける中世貿易」について(來往)

メンダ即ちゼノアに於て常にソキエタス・(マリス) (Societas (maris))と言われたもので、双方的な投資による取引関與である。これに於ては貨幣、商品及び船舶の形態に於ける資本は兩組合員によつて出資され、コンメンダの場合と同じく一当事者が専ら海外商業冒險事業に當り、他の当事者は国内に留まり資本の提供のみに與つた。コンメンダとの相違はこれによつてわかる如く、受託者も海外商業冒險事業に出資したこと所謂双方的出資に認められる。兩者の出資割合は委託者(資本のみの提供者)が三分の二、受託者(事業執行者)が三分の一で、利潤は常に折半された。事実、受託者は委託者の出資資本の三分の二に於て事業執行者として利潤の四分の一を受取り、加えて彼の出資に按分して利潤の三分の一を受取るから、その利潤は折半となる。損失の場合はコンメンダと同じく受託者は無限責任、委託者は出資を限度とする有限責任であつた。<sup>(35)</sup>このように、受託者の出資により彼の企業に於ける支配力が増大し、指導的地位を占めてきた。この特質は陸上に転用されたソキエタス・テッライ(Societas terrae)に於てより顯著となつた。これらの諸例は別個に述べられている(pp.176—177 & p.179)が、それらを厳密に區別することは出来ない。ピサに於てソキエタスなる言葉が双務的コンメンダのみならず片務的コンメンダ即ち

「地中海世界に於ける中世貿易」について（来住）

本来のコンメンダに対して用いられている証書がある。（pp. 180—181）

コンメンダは間歇的な而も危険性の多い取引企業を営む「貧しい」商人に対する高利貸付という色彩をもつて生れた。<sup>(36)</sup>その後にもコンメンダは屢々不活潑な資本家と幸運を得んとして進んで海上冒険をなさんとする無資本の企業家青年との間の契約として記述されたが、併しこのことは必ずしも真実ではなかった。即ち貧乏人も金持の受託者（事業執行者）と共にわずかな貯えを投資することが出来たし、（pp. 182—183）又不活潑な資本家と事業執行者は時々富及び商業経験に於て等しかったので、彼等は屢々その役割を替えた。（pp. 183—184）かくて多数の者が資本上、一事業に参加するに至ったが、他方個々の金持は幾多のコンメンダに投資することによって危険の分散を企てた。最後に、コンメンダの他の特性を見るに、初期の契約では委託者が常に仕向地決定の権利、船舶の選定並びに事業執行者によって引受られた商業冒険の他の要点を自由勝手にした。そして彼等は、又細密な決算報告や商品の管理を事業執行者に求めた。併し事業執行者も委託者の統制を喜んで受ける筈はなく、やがて多くの自由を勝ち得たのである。こゝでいうコンメンダやソッキエタスは大家教授の言われる定義とは必ずしも同義

語ではな<sup>(38)</sup>。

九八

次にパートナーシップ (Partnership) はコンメンダが海上貿易に於て資本をプールし、そして危険を広く分散するための基本的な法律手段であった如く、陸上貿易に於て資本をプールし、そして危険を広く分散するための基本的な手段であった。それはコンメンダと違って多様性を持っているが、併しそれらすべては二つの基本的な形態即ちコンパニア及びソッキエタス・テッライの一つ或は二つの結合からひき出されたように思われる。第一の形態コンパニア<sup>(39)</sup> (Compagnia) は資本の大きさ及び商業の範囲に於て非常に重要であつて、最も正確にパートナーシップと呼ぶことの出来る契約である。この種の初期残存の証書はヴェニス<sup>(40)</sup>のフラアテエルナア・コンパニア協約 (Fraterna compagnia agreement) である。それは商業のみならず、又同一家族の人々によって相続された不動産や他の財産の共同管理を含んでいた。併しこれも次第にコンメンダによって駆逐された。コンパニア契約は中世を通じてタスカンの内部都市や奥地の中心地の記録に於てすぐれている。それは多くの場合「家族共同体」乃至血族関係を素材的な地盤として行われた。即ち未分離家族の財産が貿易に投ぜられた時に、商業の手段となつた。漸次コンパニアの組合員は特定家族の組合員と共同することを止

め、期間も無制限にする（更新は可能）ことを止めた。従って共同事業企図の家族及び血族結婚や被護民によって家族に結合された局外者のみを包含した。併しコンパニアは全員即ち委託者及び受託者が連帯並びに無限責任をもたねばならぬ団体の性格を中世を通じて又中世の後も保存した。即ち形態的發展についての大家教授の言を借りよう。<sup>(40)</sup> その形態的發展は主として家族共同体的な夾雑物の清算、それからの脱離として表われ、『まず「全財産を以てするソキエタス」から漸次に「一定貨幣額を以てするソキエタス」に推移しつつ、明白な一定の存続期間をもつ会社契約なる形式の上に設立されるに至った。それと共に「責任形態」も単に無制限な連帯責任から「ソキエタスの營業に関する限りでの連帯責任」に限定せられつつ、ここにソキエタス本来の全社員の無限責任制が確立し、これに伴って營業に於ては、企業支配の合議制と、各社員が会社の名に於て第三者に対立し得るといふ所謂代表権とが亦成立した。』と云っておられる。こゝに公正証書でないが私署証書に於てタスカンのアヴィニョンとフロレンスのコンパニアの例が記載されている。(pp.197—211) 次に第二の形態ソキエタス・テトライ (Societas tetrae) はコンメンダに近く、或る場合に於ては眞のパートナーシップと言うよりは寧ろコンメンダと言うことが

「地中海世界に於ける中世貿易」について（米住）

出来る。委託者（投資者）は受託者が一定期間、貿易に資本を使用し、その終りに利潤（通帯二）の分配を資本に添えて返済するということを了解して商人、職人及び銀行家へ資本を委託した。そして資本の損失はコンメンダの場合と同じく委託者によって引受けられ、受託者は利潤がないならば労働に対する報酬を失った。これに於ては結局、ソキエタスに於ける当座性が次第に背景に退き、その契約も一航海という風でなく、年期を限ってなされ、且つ永續性を増していった。これは言うまでもなく、海商に対比して陸商のもつ特に顕著な特質、即ち「渡り鳥」の間歇的な取引でなく分散的諸市場の經常的仲立という特質によって規定せられたものとみて差支えなからう。<sup>(41)</sup>

中世の地中海貿易に於ける基本的諸契約を終結するためには猶預託者 (Depositor) 、代理人 (Factor) 及び仲買人 (Commission agent) の立場を考察しなければならない。預託又は委託財産 (Depositum) 契約はローマの不規則な委託財産 (Depositum irregulare) の残存或は再生であった。一当事者は貨幣或は他の移動商品を預けたが、必ずしも特定の長期間、両替商、マーチャント・バンカー (Merchant banker) 又他の商売人のコンパニアに預けたのではなかった。受託者は貨幣や物品を預り、使用したけれども、所有権並びに危険は預託者にあつた。

「地中海世界に於ける中世貿易」について（来住）

100

預託者は勿論預託額を除いては第三者に責任はなく、又債務は預託額が教会の非難を避けるため利子と呼ばれなかったが、プレミアムと共に返済された時に消滅した。而してこゝに記載された銀行の預金受取通知書では利子は受託者に委されている（p.215）が、他のマーチャント・バンカーのコンパニアによるプレミアム支払通知書では利子は八割と前以て定められていたようである。（pp.214—215）

次に個人で商取引に従事出来なかった商人は代理商（agent）を選任した。代理人については無数の型が存在するが、ここでは代理人（Factor）と仲買人（Commission agent）の二つの型に注意しなければならない。代理人は或る特定の場所に於て又無数の取引に対してコンパニアの商売を取扱い、執行することを委託されたコンパニア或は他の長期のパートナーシップの一雇傭者であった。組合員（Partner）は時々代理人にパートナーシップのために受け得る金融債務の額を限定し、取引のどんなな分岐を開拓すべきかについてその大意を示し、又数多くの指図を送ったが、併し彼等は常に代理人に若干の活動の自由を與えていた。代理人は一定のサラリーを受取ったが、利益の分配はなかった。そして怠慢や不正直については雇傭主に申開きをしなければならなかった。成績良好の代理人はサラリーが上

ったのみならず次席のパートナーシップに昇進した。その場合には代理人はコンパニアの債務に連帯及び無限責任を負うた。而してコンメンダ冒険は代理人の身分を保証するに足るほど永續性のあるものではなかったが、組合員と代理人との関係に類似した関係はコミッション契約を通じて設立することが出来た。即ち仲買人で、彼は貿易をするために又売上金の運送或は返送をするために貨幣や移動商品の運送を委託された。そして彼は利潤の分配を受けない代りに、一定の手数料を受取った。又彼は必ずしも商品を持って外航したのではなく、外地に住み、彼等のサービスを利用せんとする人の指図を受けたのである。この仲買人は今日の売付代理人と買付代理人の両者を兼ねたもので、異なる所は売上金を以て物品を買付し、思わしくない時は金にて売上金を返送するということがあると考へる。而して海路、陸路を問わず、売却、積出、交換及び行先の選定に對する自由許可並びに十分な権限が與えられている例が見出される。（pp.219—220）

前述の契約の諸形態は中世の地中海貿易に於て最も重要な且つ広範なものであったが、唯一のものではなかった。ここにそれらと異なる例を示そう。中世の貿易には掠奪行為が屢々附随した。殊に商業活動の形態としての海上に於ける私船拿捕はその

例である。当時では海賊行為が経済的企業形態であり、海賊は戦士でもあり、又実務家でもあった。彼等は私船拿捕と普通の貿易とを交互に行った。ここに記載されている契約は貸借として述べられているが、多くの点に於て普通の貸借とは異っており、如何にして海賊の遠征が金融されることが出来たか又如何にして投資家が報いられたかを示している。(pp. 222—223)

以上商業契約の殆んどすべては公正証書により明らかにされたが、最後にこれにて説明されていない貿易の或る様相を示す私署証書を紹介しよう。勿論真实性という意味に於て公正証書の方が重要視されたが、銀行帳簿や船舶に関する記録集の如き非公式の記録も公正証書と同じく法律的な權威をもっていた。

為替取引に於ては公証の為替契約のほかに非公式の為替状が常に作成され、支払人や手形名宛人に送られた。併し公正証書の普及は事実上地中海地方に限られていたことに注意しなければならぬ。私署証書は非常に簡単さや略式なるを以て公正証書よりも速かに發展し、又商業実務の發展に於て重要な役割を演じた。これらの中、最も重要なものは為替手形(Bill of Exchange)、小切手(Check)と他の種類の約束手形(Promissory note)及び支払指図書(Order of Payment)等々である。明らかに非公式の為替手形は前述した公証の為替契約から伝承したものと

「地中海世界に於ける中世貿易」について(来住)

である。而してここに記載されている為替手形(pp. 231—232)はイタリア及びプロヴァンスに於ける初期残存のものであるが、今日の為替手形と大差はない。その他、信用状(Letter of Credit)、約束手形及び支払指図書が述べられているが、約束手形や小切手はここに述べられている公証の支払状及び支払指図書から伝承されたものである。又信用状は支払保証を與えている点に於て現行の信用状とは異ならないが、当時では「為替手形と同じく隔地者間に於て現金を送付することなく送金及び決済を遂げんとする目的で使用せられたものであり、従つて最初は外国に旅行するものに旅行先に於て現金を得せしめ、現金携帯の不便と危険を避けしむるために使用せられたもの」と考えられる<sup>(44)</sup>。最後に、注意すべきことは裏書した書類はここでは含まれていないということである。裏書は非公式の書類が後に發達したものであるが、中世に於てのその例はここに掲げられていないと言っている。(p. 230)

註(26)五十嵐喬著「前掲書」二〇五頁に於て、両替商や銀行業者なる特殊身分職業は貨幣制度の混乱から發生したとしよう。

(26)中世に於ては Cambium (交換又為替手形を意味する)は貨幣交換即ち為替を意味する。詳細は五十嵐喬著「前

「地中海世界に於ける中世貿易」について（米住）

掲書」二〇七頁を参照され度し。

(27) 五十嵐番著「前掲書」二〇八頁。  
マックス・ウェーバー著  
青黒山正秀 夫 巖 訳

「一般社会経済史要論下巻」一〇四頁

(28) 海上保険の専門家は *Maritime loan* を用いている。

(29) 一二二七年四月二日のマルセイユの公正証書(p.170)に於て見られる如く、多くの海上貸借契約には船荷は貸借の返却のための担保と看做されるべきであるという約款が含まれている。

(30) 勝呂弘著「海上保険」(改訂新版)八頁

(31) 近藤文二著「保険論」五五頁

(32) これは単純なソキエタスから複雑な結合として発生したものである。詳細は五十嵐番著「前掲書」一九〇—一九三頁を参照され度し。

(33) 大塚久雄著「株式会社発生史論」上巻—近代個別資本の歴史的研究第一部—一三三頁

(34) 同上 一一三頁

(35) 同上 一一四頁

(36) 同上 一一二頁

(37) これは資本のみ提供し、事業を執行しない資本家をいう。

(38) 大塚久雄著「前掲書」一一〇—一一二頁

一〇二

(39) コンパニアは大塚教授が合名会社社形態即ちソキエタスとして言われているものである。

(40) 大塚久雄著「前掲書」一二三—一二四頁

(41) 同上 一一五頁

(42) これは商人組合の組合員及び代理人(*The partners and agents of merchant companies*) であるとしている。(p.16)

(43) 伊澤孝平著「商業信用状論」一三頁

(44) 現行の信用状の発生は十九世紀初頭と考えられるが、又人によっては十八世紀末とも言われている。(Hvidt: *Bankers' Credit*, 1933, p. 10) 更に A. G. Davis 氏はその著 "The Law Relating to Commercial Letter of Credit", Reprinted 1955, p. 20 に於て旧式の信用状即ち旅行信用状的信用状が近時行われているような新式の信用状に変わった時期は二十世紀初頭と云っておられる。いずれにするも信用状が世の注目を集めたのは第一次大戦後である。

#### 四、業務遂行とそれに伴う苦難

商業革命を通じて、中世後期の商人の積極的な業績と素晴し

い進歩はその時期に於ける商業発展に大いに貢献したけれども、彼等には近代の貿易業者が見出すよりも多くの茨の道があった。運送機関は脆弱で且つ時間を要した。顧客、仲間及び競争者は苛酷な或は不正な仕打によって屢々彼等を害し、又外国政府や外国人達は苛酷に彼等を取扱った。不断的努力も又好首尾の結果も商売の失敗で突然水泡に帰するかもしれない。そして彼等は常に激しい破産法に従って清算した。併し中世の商人は多くの障害を克服していった。彼等は保険契約によって運送中の損失を保護し、苛酷や不正な取扱に対して自己を守り、冷遇する外国の政策を緩和するために自己の属するギルド、コンミューン及び政府の勢力を利用し、破産さえも債権者との同意に於て若干の緩和を見出したのである。

中世を通じて海上運送は陸上運送よりも、特に遠地貿易に於て遙かに重要であった。それは安く、常に早くそして屢々安全であった。十四世紀に於ては羅針盤が普及し、これと共に海図も使用されるに至り、航海の安全は漸次増大するに至ったが、併し造船術や航海術の未発達はまだ海上運送の危険を大ならしめていた。これに加えて本来の海賊行為が更に危険を大ならしめた。かくの如き危険を避けるために商船隊なる組織の下に貿易が行われ、この船隊は武装したのみならず、屢々戦闘のため

「地中海世界に於ける中世貿易」について（来住）

に装備した船舶によって護衛された。護衛船の必要性を告げた文書がこゝに記載されている。(pp.246—247) 他方、こゝに述べられている二つの備船契約はこの種の契約に於て包含されることが出来た多種の約款について若干のアイディアを與えており、又間接的には地中海貿易に用いられた船舶の二つの基本的な型即ち主として帆で航行した円いネエフ(Neef)と主として櫂で航行した早いガリー船(Galley)を知らしめてゐる。(pp.239—245) これらは今日言う全部備船で、その中の航海備船と見て差支えないのではなからうか。又商品を監視するためにそれと同行する船客なしに商品がどんな方法で屢々船長に委託されたかを示している公正証書ではなくして私署証書である一三九六年の船荷証券(Bill of Lading)が記載されている。(pp.245—246) 併しこれは当時の船積通知書と言われるもので船荷証券であるとは考えられない。船荷証券なる言葉は一三九七年のものが最古ではないかと看做されている。当時は船舶帳簿に於ける積荷目録の当該貨物に関する記録の寫本が用いられており、これが今日の船荷証券の前身に該当する。遠隔地の取引先に貨物の発送を通知するに際しては、その通知書とこの寫本とを同封することとなり、この寫本は、船舶書記の署名の効力によって、荷受人に貨物の船積を立証することを得せしめ、且つそれ

「地中海世界に於ける中世貿易」について（米住）

の呈示によって貨物の引渡を請求する適格を與えた。<sup>(46)</sup> 寫本の実物の最も古きものはベンザの発見した一三九〇年代のものであり、又彼は一三九二年の船積通知書を発見し、更に一四〇一年の裏書譲渡のある船積通知書を示している。かくして時の経過と共に二つの書面が一つになって二つの作用を開始し、流通性を有するに至ったことが慣習上生じたのである。<sup>(47)</sup>

中世初期では、道路の貧弱な状態や安全性の缺如が商人をして主として河川運送に依存せしめたが、それに較べて中世の後期は商業革命によって道路の修復に又陸上運送のテクニクに大なる進歩を示した。然しながら未だ道路は悪く、橋梁も不完全で且つ数も少く、特に冬季又降雨季は通行し得ないのみならず危険すらもあった。かゝる状態から河川運送が相変わらず利用され、貨物の主要部分特にそれが安い嵩高品である場合には運送されていた。ここに地中海世界で多分最も利用されていた水路であるポオ河に於ての舢による大背の運送が叙述されている。(pp. 246—250) 又最も頻繁な道路によって運送せんとする商人は運送業者のサーヴィスを利用することが出来た。更に商人は税関吏宛の書類により或は同じ性質の他の書類により物品の所有者を示すことによって特惠的取扱を受けることが出来た。他方、市場交通税が異なる道路によって同じ商品の運送費用に

一〇四

どんな影響を與えたかを示している。(pp. 251—254) 即ち大西洋、南フランス及びティリヤ海を経由してイタリアへ積出された英国の羊毛は遠回りであったが、陸上の通過距離を最短にすることが出来た。これに反しアルプス越えの同じ羊毛は最も直道の道であったけれども、運送、積換及び市場交通税に於て多額の費用を蒙った。いずれにするも、商人は課税及び運送の困難に加えて強盗の危険に曝されていたのである。

海上貸借は船主から他の人へと海上運送に於ける危険を移転する唯一の手段であったが、保険契約が漸次それに代った。著者は法学者の議論は別として、若干の学者が保険の初期の例と看做している契約の例即ち貸借としての保険契約の例を示している。<sup>(48)</sup> 次にゼノアで作成された売買契約式の保険契約を紹介しよう。(pp. 259—260) 金融業者は商人から物品の一定量を一定価格で購入したように言われているが、併し彼等は物品が安全に一定の港に到着するならば契約は無効になるべきであると附加している、所謂解除条件付契約であり且つ高利を隠すためか物品の量や質も示されていなければプレミアムの金額も示されていない。この仮装売買は表面無償で行われたけれども、その実、契約証書作成に際し、プレミアム（手数料又は危険負担料の意）その他の名目で従前の海上利息に相当する報酬が金融業者に支

扱われていたのである。これが学者の言う保険貸借である。<sup>(49)</sup>このことは海上貸借のところでも述べた如く、海上貸借を利子禁止令のために、売買に仮装して合法的に回避しようとしたためであろう。更に一三八四年ピサの記録に於て保険業務に於ての或るコンパニアの専門化が示されている。(pp.263—265)即ち、金融業者は物品に対して全損害を引受け、証書作成に対して若干のお金をとっている。そして安全着船に於て危険負担から解除されている。これに於ては名実ともに純然たる損害填補契約の形式を具えている。かくして、保険貸借が進化して海上保険になったと見るのは極めて自然なことである。

商業訴訟や詐欺は非常に多く、訴訟は特に運送契約に於て見られる。自己の貨物の一部が仕向地へ運ばれなかったという理由で全部の運賃払を拒絶した商人を告訴した文書に於て、マジョルカの海事裁判所は運ぶ、運ばないは問題ではなく、商人(荷主)が契約通りの全貨物を引渡し得なかつたということに問題があるのだとして原告に有利な判決を下している。(pp.268—270)品質についての訴訟も又かなりあるが、これは今日と何ら異っておらず、その例も採上げるに足らない。次に貸借に於ける詐欺は多く、若干の貸借詐欺師は教会の法律や倫理に矛盾する手数料的な利子に満足せず、人間の礼節を全く無視している。非

「地中海世界に於ける中世貿易」について(来住)

職業的な金貸しが高利貸以上に振舞い、腹立しさを感ぜさせるが、最後にコンミュンが被告に有利な判決を下している。他方、借主ではなく、貸主が欺されることがあった。即ち無節操な借主が利子の支払を必要とする貸借、為替及び保険契約を貸主と取交し、支払満期日になると、高利契約として述べられているものから免れんとして教会の裁判所に訴えた。換言すれば契約破棄の口実として教会法を利用したのである。この種の詐欺は世界大商業都市の一つであり、又誇るべきコンミュンの一つであるゼノアに於てさえも黙許することは出来ない。このため、市当局に於ても自己の債務を免れんとして教会と政府を反目せしめるような者は誰でも罰金を払わなければならないし、又それにも拘らず約束を引受け履行しなければならぬと布告してゐる。(pp.276—277)

更に商売の失敗とその決済について述べよう。法によれば債権者へ支払し得なかつた商人は投獄せられ、彼の財産は債務の支払のために売却された。而して十分な金額で売却出来ず、債権者が債権額より少い額でもよいということを進んで発表しないならば、支払能力のない債務者は獄刑に服し、そして常に市民権の喪失或はギルド追放の如き制裁を受けた。併しイタリアの都市及び他の地中海都市に於ては債務を支払う見込のないこと

「地中海世界に於ける中世貿易」について（来住）

を知った商人は常に都市から逃亡した。彼が決して返ってこない場合には不在にて破産逃亡者と宣告された。彼の財産は売却せられ、保証人があるならば、保証人は保証した未済の借金に対して責任を持った。破産逃亡者の場合も、破産判決前に死んだ場合も又破産者の場合も同じような処置が採られた。然しながら屢々破産逃亡者の友達はその債務の決済をなさんために必要な仮護照（Temporary safeguard）を債権者に依頼し且つ獲得せんとした。しかる後に債務者は本国へ帰還し、護照の有効期間内に債権者と決済せんと努力した。彼は容易な支払条件を、そして時には借金の軽減さえも得るかも知れなかった。更にこの債務支払の不履行が銀行、組合又他のかゝる会社の場合には複雑であった。この種の企業は大規模に信用を扱っていたから、借主側の不履行は延いてはこれら企業の不履行をも馴致するに至った。ここにシェーナの大銀行 *Banqueignore* の組合員が支払猶予並びに共同責任の停止を獲得せんとして提出した嘆願書を見ることが出来る。（pp.298—302）支払期間の延期に対する要求は何も異常ではないが、共同責任からの逸脱は革命的なものであったろう。この要求は承諾されず、コンパニアが崩壊したということは不思議なことではない。*Banqueignore* コンパニアの組合員が求めたところのものを獲得したな

らば、各組合員は会社への投資割合と等しい割合で会社の債務に責任を持てばよいことになるであろう。この有限責任の原則は後にシェーナの法律によって暫く採用されたが、結局廃止しなければならなかった。

次いで舞台を国際紛争に移そう。当時に於ては私船拿捕、強奪が盛に行われており、セノアから東ローマ帝国へ、又東ローマ帝国からヴェニスへ提出された損害賠償のいたましいリスト（pp.305—317）を見ても如何にひどかったかが窺い得られる。

それに於ては物品の強奪のみならず、その乗船人や旅人までも売り飛ばしている。且つ宗教的差異や国民の感情が東西の關係を緊張させたことも否めない。而して商人が外国で不正に取扱われたと感じたならば、その地方の政府に抗議を申込み或は自国の政府の介入を求めることが出来た。このような方法があったけれども、その解決は生易しいものではなかった。サイプラスで海賊によって物品を捕獲されたヴェニスの商人が海賊が捕えられたにも拘らず、どうして彼の物品を取返すことが出来なかつたかが示されている。（pp.318—321）これは冷淡と官僚的繁雑な手続が王をして被害者の訴えを聞かしくなかつたからであろう。更に、王が有力であり、行政が十分行きわたつたところできえも地中海商人は即座の且つ十分な裁判を確信し

てはおらなかった。即ちエドワード二世が治下のサウスアンブロンでゼノアの船舶及び船荷を捕獲したことに就いて調査させたところ、それはスコットランドの未知の悪人の仕業であつて、船舶や船荷は何処へ運ばれたかはわからないとの報告を受けたのである。そして地方当局は何らの救済手段をも持っていないかたのである。(p. 322) 又オレエロンのフランス島では船が難破しておらず、又海難法規が英国に於て廃止されていたという事実にも拘らず、海難法規がこの場合に適用されたという口実でゼノアの船舶や船荷を捕獲している。(pp. 323—324) かゝる紛争に最も関心を示したのは自治政体で、それらは外国人を公正に取扱うことに於ては王よりもっと心配している。何故ならば外国人が安全でないとして町を避けたならば或は非行を受けた商人の政府が報復的手段に訴えたならば自己の貿易は損害を蒙るといふことを知っていたからである。報復は又常に反報復を招き、商業は大いに妨げられたのである。イタリヤのコンミューンは互恵貿易協定を通じて又外国商人に対する差別待遇の抑圧に不断の注意を払ふことによつて報復を制限するように先導した。併しあらゆる救済策が不成功に終つた時には報復に訴ふるよりも寧ろ政令<sup>(50)</sup> (Devetum) に訴へたであらう。

各国並びに自治都市の法令や国際条約は外国商人及び国内商

「地中海世界に於ける中世貿易」について (来住)

人の活動に多種の制限を加えた。併し中世の干渉は必ずしも現代に較べて大きくはなく、又必ずしも効果的でもなかつた。最も繁栄した都市は商業的に遅れた町や都市よりも自由であつた。個々の商人達は法律の裏をかいたか或は法律の免除を受けていた。先ず外国商人についての制限を見るならば、フランス政府はパリーに居住する山の向うの商人主としてイタリヤ商人が地方税の免除或は市民と同じ特権を與えられることを要望している訴願に対して若干の条件に該当する場合は認めるとしてその訴願を却下しており、(p. 328) 又ナポリの女王やプロヴァンスの伯爵夫人が国内の葡萄酒を輸入葡萄酒の競争より保護して欲しいというタラスコンの人々の要望を承諾している。(p. 330) 更にサラセンの領地ではヴェニス人やピサ人等であるにも拘らず、サイラスから来たとして抑留した。そのため或る外国人達が彼等は敵国の市民ではない、それ故に彼等や物品は解放されるべきであると抗議している。(pp. 335—336) 又国内商人について見るならば、ピサの輸出業者がシジリ王国から穀物の輸出許可を買っている。何故ならば主食としての穀物は地方及び政府の要求が満たされるまで輸出することを禁止されていたからである。(pp. 332—333) 又ヴェニス政府やヴェニス人がキリスト教徒を攻撃から守るべく戦略物資をサラセンへ送

「地中海世界に於ける中世貿易」について（来住）

一〇八

付することを止めるようにとの東ローマ帝国王の命令を是認してゐる。(pp.333—335) その他互恵貿易協定の遂行の困難さも屢々見られる。

註(45) 米国では貨物引換書とも訳されるが、前後の関係から見て船荷証券と訳す方が妥当であると思う。

(46) 西島彌太郎著「船荷証券論」五頁

(47) 同上 五頁

(48) 詳細は本書の二五六—二六〇頁を参照され度し。

(49) 勝呂弘著「前掲書」八一—九頁

(50) これは不正を償わなかつた政府と商業取引をすることをあらゆる市民に禁じた一政令である。この政令が如何に苛酷であつたかは本書三二五—三二六頁に示されてゐる。

## 五、商売道具とアイディア

中世商人の商売道具やアイディアの描寫は著述されたものと同様に目で見ることが出来る。中世の船舶や店舗の寫眞、残存の中世のギルド会堂、倉庫及び商人の家、貨幣の複製、おもり、陶器、織物等は商人精神への最も雄弁な証拠を與えるであらう。而してこゝでは著述された文書や虚構でない資料に限定

しよう(pp.340)と言って、これらに多数の頁を割いている。

中世に於ては商人階級の教育及び文化水準は一樣でなく、主要都市の大商人に較べて遅れた町の貿易業者は常に無学であつた。イタリアでは学校教育は普及し、特に法律を重点に、そして基本的な商業実務も教えていた。当時の商人の財産目録には商人の知識のために書かれた商業便覧が多く見られる。商業便覧の中、算盤の本(Book of the Abacus)は計算遂行上に於て商人を助けた道具を思い出させる。又地理の論文や探險者の物語も重要で、多くの商人によって熱心に読まれたが、商人はそれについて計画はしなかつた。更に航海日誌(Portolani)はよき読物ではなかつたが、港や海上航海についてのその詳細な叙述は商業上の航海に対する貴重な助けであつた。(pp.345—346) 且つテキストには屢々地図が載せられており、使用者は方向を決定するためにコンパスや天体観測儀等を所有してゐたと思われる。猶隔地への旅には通訳が必要であり、辞書類が組まれていたことも間違いない。これら以上に重要と考えられるものは一般の商業便覧で、それらには商人が関心をもち殆んどの問題即ち貨物の種類、容積や重量、貨幣、関税表、旅程、時々完全な航海日誌、複利や永久暦の計算公式、合金法、経済理論及び関税調査の言い抜け方に対する助言等々が含まれてゐた

のである。(p. 342)

次に、十三世紀及び十四世紀初頭の間に、会計処理の方法は急速に進歩し、複式簿記の最も進歩したテクニクが漸次生じてきた。会計の新組織が充分に発達した初期残存の原簿は十四世紀初頭にゼノアに於て見られる。他のイタリヤ都市は十四世紀末までに同じ原簿をもった。併し他の国々は新しいテクニクを採用するのに非常に遅かった。ここに十四世紀初頭の、商品に関する非常に綿密な単式の会計(pp. 364—370) 及びマーチヤント・バンカーの大会社の一つに於ける最終の貸借対照表(pp. 370—371) の一例があり、更に十四世紀末の整然とした複式簿記の個人及び非個人勘定からの抜萃が示されている。(pp. 372—374) 併し遅れた都市に於ては覚え書によって会計がなされていったのである。(pp. 361—362)

更に商人の通信は商人の心理への鍵を一番よく把握している。手紙は政治、経済、社会及び宗教につき率直な意見を述べ、結局公然と商業上の事柄を議論している。即ち當時に於ては通信者は市場の状態、商売の予想、政治上の事件及びパートナーシップの内部管理を、又屢々彼等の個人的問題や感情を記述している。(pp. 388—407) 又彼等は通信によって特殊の指図を與えることを目的とし、如何なる取引が遂行されることを欲している

「地中海世界に於ける中世貿易」について (来住)

かを関係者或は取引先に通知しているが、手段の選択には大きな自由を與えており、そして彼の希望、懸念及び願望を述べている。(pp. 388—389) 更に彼等は彼等の商品をまさに運ばんとする船長や商人に計画や期待を注意深く説明している。そしてそれは輸出に関するものだけではなく、販売売上金によって輸入品を購入することまでも委託しており、当事者の最善を尽くすことが望まれたのである。(pp. 381—382) その他、熱帯アフリカに於て見た不思議な事を債権者に告げることによって、支払遅延に我慢するよう債権者に納得させんとしている商業文が見られる。(pp. 382—384)

最後に、中世の商人は滅多に抽象的な経済理論や倫理学に関係せず、多くの証書、約束手形、会計の書物又他の営業記録書に加えて少数の商業実務便覧を書いた。又暇な時は文学上の著作をするか或は家宅を美化した。彼等自身の取引に於て大胆不敵と発明を示した人々は他人に忠告を與える場合には慎重であり且つオーソドックスであった。彼等は平凡な考えに情熱や勇氣や技術を折込んだ。ここに掲げられた文書には商人に対する注意が種々にわたって述べられているが、それらは常識、秩序整然、誠実、愛国心及び敬虔のよき基準となる。そして結局は商人は細心の注意を払わなければならないということに終始し

「地中海世界に於ける中世貿易」について（来住）

ているようだ。而して中世商人の傑作はその技術、その宗教、その自由な機会の雰囲気有する中世都市であった。そして我々が中世商人の倫理綱領の宣誓(Hippocratic oath)と呼ぶかも知れないところは近代商人のそれとは何ら異つてはおらなかった。唯一の本質的差異は教会法による高利の禁止を含む宗教上の義務に於ける強制である。本書は地中海世界に於ける中世貿易の概観の結語として Dino Compagni の詩<sup>(51)</sup>を叙述することによってその幕を閉じている。

註(51)これは立派な行為についての詩であり、あらゆる職業の人間特に商人の処世訓と見て差支えないと思う。

\* \* \*

以上で中世の地中海貿易に於て最も重要と思われる契約形態を中心として、その全様相を紹介した。併し冒頭で述べた如く、中世の商業世界の完全な描寫は不可能であり、在るべき商業世界ではなくして日常の常例的事業の行われていた商業世界が示されている。そして著者は長き議論なしに自己の見解を維持することは出来ないとして、論争問題について自己の意見を發表することを避けんとしており、論争問題のところでは指示した書物によってそれについての読者の見解を構成するように求めている。本書が資料の蒐集である以上、著者の問題意識乃至関係

一一〇

に制約されて、精粗繁簡を免れ得ないであろう。筆者は本書を忠実に紹介、要約しつゝ隨所に於て自己の意見を述べ、且つ補足を加えつゝ断片的になる弊を避けんとした。とはいへ、筆者の主観的判断に基く紹介に精粗繁簡がないというのではない。而して本書は文書に於ける字句をそのまま翻訳したためか、又共同の労作の結果であるかはわからないが、字句の解釈並びに意味の解釈に困難を感じさせられるところがあった。いずれにするも、本書は地中海世界の的中世貿易の考察に於て占める役割は大きいと言わなければならない。

〔一九五六・七・一〇〕

執筆 者 紹 介 (執筆順)

今西庄次郎	本学教授(商学部)
賀屋俊雄	本学教授(商学部)
高堂俊弥	本学専任講師(商学部)
柏尾昌哉	本学助教(商学部)
来住哲二	本学助手(商学部)